

風水雪害等共済金 申請書類の補足

風 水 雪 害 等 共 済 金

風 水 雪 害 等 共 済 金			
	風災・水災・雪災	車両飛びこみ	航空機の機墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害
関係官署等の証明書	罹災証明（消防機関又は市区町村長等の証明） 当共済会の様式以外でも有効です。罹災証明書には、床上浸水の場合は浸水の高さを、風災・雪災等の場合は、建物延面積と損害部分の面積を記載して下さい。 新聞記事等（罹災当日の気象状況及び被害状況のわかる記事）	関係官署の証明書 届出警察の受理番号 新聞記事等	関係官署の証明書 証明書がないときは新聞記事 新聞記事もない場合は、所属長印のある証明書
見積書等	風水雪害等共済金の支払は、建物又は動産の損害額が20万円を超えない場合は支払えません。（見積書等で判断します。） 見積書の宛名と組合員名が異なるときは、続柄をご記入下さい。 被害箇所の修繕が済んでいる場合は、修理明細等で修繕内容が分かるものを添付して下さい。		
写 真	<p>写真は現地調査に代わる重要な添付書類ですので、下記事項にご留意下さい。</p> <p>被害写真には必ず撮影箇所と略図等に説明を書き入れること 別紙の被害写真台紙を参考にして下さい。</p> <p>建物については、全景と被害箇所、被害状況がわかるもの、別の建物との配置関係のわかるものなど複数枚必要。</p> <p>【注意事項1】被害の状況、箇所が判りづらいものについては、ペン等で写真の罹災部分をマークすること</p> <p>【注意事項2】被害状況確認の写真ですので、カラー写真でミニサイズは避けてください。サービス版程度の大きさがが必要です。（デジカメ可）</p> <p>【注意事項3】見積書の工事内容や図面の被害箇所などは、写真と内容照合できるよう、各々に写真番号を付してください。</p> <p>床上浸水は、浸水の高さによって損害程度を判断しますので、さらに下行の説明のとおり写真を添付して下さい。</p> <p>床上浸水の写真撮影は、居室の床面を基準にメジャーをあて、浸水部分のシミ（変色）のあるところまでの高さが重要で、床から変色部分までの目盛Cmが読み取れるよう撮影下さい。尚、写真は床面から浸水部分までのものと、メジャーの目盛が確認できる様アップのものを最低2枚以上撮影下さい。（床上浸水写真撮影の例で確認して下さい。）</p> <p>動産については、被害にあった物の被害箇所、被害状況がわかるもの。（写真は多く撮影下さい。）</p>		
図 面	様式第6号の略図に罹災部は、朱書斜線で明記し、罹災部分の面積の計算式も記載して下さい。 書面のみで審査を行っておりますので建物平面図があれば、様式第6号の略図に代えてご提出お願いしています。 壁等又は床上浸水の被害がある場合は、立面図も提出して下さい。		

被害状況や内容により、上記以外の書類を提出いただくこともあります。